

平成 25 年度 第 4 回 松阪市入札等監視委員会 審議概要

開催日時	平成 26 年 1 月 21 日（火） 午後 1 時 30 分～3 時 00 分
開催場所	松阪市役所 5 階 特別会議室
出席者 （敬称略）	委員長 楠井 嘉行（弁護士） 副委員長 村田 裕（名城大学教授） 委員 坂本 聡子（司法書士） 委員 坂本 昇（税理士）
事務局	房木 契約監理担当参事 廣田 検査指導室長 佐藤 契約監理課長 湯川 調達係長 渡邊 契約係長
議題	議題 1 入札及び契約の状況報告（平成 25 年 10 月から 12 月分） ・工事の発注状況について ・指名停止措置の運用状況について 議題 2 抽出事案の審議（坂本昇委員抽出） 議題 3 随意契約に係る意見聴取について その他 次回開催日程及び抽出委員の選出等について

委 員	事 務 局
●入札及び契約の状況報告	
	・工事の発注状況について 第 3 四半期の入札件数は 182 件（内訳：工事 154 件、委託 19 件、不調 9 件）、契約金額 20 億 5,982 万 6,047 円（内訳：工事 19 億 8,625 万 4647 円、委託 7,357 万 1,400 円）、落札率 85.15%（内訳：工事 85.88%、委託 69.24%）、平均入札参加者数、8.2 社となっております。入札件数は第 3 四半期までで 427 件（内訳：工事 342 件、委託 76 件、不調 9 件）、となりました。昨年の同時期では、入札件数 422 件とほぼ同数となっておりますが、一方、契約金額では昨年度約 55 億 4,100 万円に対し、

委 員	事 務 局
	今年度は約 65 億 6,400 万円と前年比約 10 億円の増となっております。今年度は中部台配水池や総合運動公園関係事業費の増加等もあり、契約額の押し上げとなっております。 また、今期入札結果の傾向としましては、前回第 2 四半期末では平均入札参加者として 13.2 社の参加がありましたが、今期は 8.2 社と減少傾向となりました。これについては、年度の下半期にかかり、国や県また関連自治体からの発注もピークとなり、業者側の受注状況もある定度、充たされた状態となったことが原因と考えています。 ・指名停止措置の運用状況について 第 3 四半期の指名停止措置としては該当がございませんでした。
●抽出事案の審議（坂本昇委員抽出）	
・今回の抽出事案につきましては、前例にならしまして、落札率の高かった案件と参加の少なかった案件を抽出事案とさせていただきました。それにつきましては、抽出の案件について、事務局にリスト整理をしていただきましたので事務局から内容説明をいただきたいと思います。 また、10 月からは予定価格の設定方について新たな方法を試行されておりますので、途中経過含め、状況報告をお願いします。 次に、先程の説明にもありましたように、今期の結果として入札不調となった案件があったことから、その経過説明と原因についてどのように考えておられるか説明をお願いしたいと思います。 また、国土強靱化計画ということも国においては聞かれるところですが、市や県下における現在の入札状況や具体的な事業費の動きなど、関連することがございましたら、合わせてご説明をお願いします。	・今回の抽出いただいた事案に関連しまして、落札率が高かった案件、入札参加が少なかった案件、希望価格型による案件、不調案件につきまして、それぞれ順に説明させていただきます。 まず、入札参加者が 5 社以下と少なく、落札率が 90%以上となった案件は計 15 件ございました。 まず、公告番号 262、294、424、425、427 につきましては、工事規模が少額かつ、工事発注が集中する時期でもあり、条件の良い工事と比較し、入札参加が見送られる状況にあったことからと考えています。 次に、公告番号 247、279、390 につきましては、システム関係の工事で特殊性のある内容となっており、結果として参加が 5 社未満となったものでございます。参加資格名簿に登録の業者数からすれば、一定の参加を見込んでいたものですが、各機関からの発注が重なる時期であることも影響したのではと考

委 員	事 務 局
	えております。 公告番号 269、285、288、311、398、400 につきましては、橋梁の耐震工事、修繕工事でございますが、先程坂本委員からお話のございました、国土強靱化の一環としてインフラの長寿命化などを実施する事業でございます。今後修繕計画等に基づいて計画的に進めていくものでございます。工事内容としては橋梁修繕ということから専門性の高いものが含まれ、限られた専門業者のみ対応できるものもございますが、橋梁修繕事業自体が全国的な課題のもので、発注等の動きも本格化する中、請負者不足となることも考えられます。そのような中、地元業者で出来る部分は、極力市内事業者が発注し、必要な部分は下請けとして専門業者が請負う形態を予定した発注方法を採用したものでございます。しかしながら、結果としては専門的な技術をもった下請け業者が不足している現状があるようで、参加が少なくなったものと考えており、今後の課題としても検討をしたいと考えております。 公告番号 400 については、飯高管内における工事でございます。同管内では三重県発注工事も同時期に発注されておりまして、その影響なども受け参加者が少なかったものと考えております。 次に、落札率が 90%以上であった案件 4 件について説明いたします。 公告番号 318、321 につきましては、従来から課題としております、予定価格算出率の抽選の結果、それぞれ一定の参加者はございましたが高値の落札となったものでございます。 公告番号 385、421 につきましては、舗装工事では従来はもう少し参加があるところですが、やはりこの時期の下請業者の空き状況などの影響もあって高い落札率となったものと考えております。

委 員	事 務 局
	次に、入札参加者が5社以下と少なかった案件ですが、今期は46件と多くの案件となりました。冒頭にも申しましたように、発注時期が重なるこの時期には、それぞれ入札参加者が少なくなる傾向は避けることができず、このような結果になったものと考えております。しかしながら、土木一式、建築一式、水道本管工事においては、先程坂本委員からお話のございました、予定価格の試行要項による運用で、有効参加者が5社未満となった場合には、予定価格算出率を99.00%とする方法を実施したことで、結果としましては落札率について、一定の効果が得られたものと考えております。 その他、5社未満となった案件では、従来からの造園関係の案件、飯南飯高など業者数が少ない管内での案件などについては相応の結果として、また先程説明いたしました、橋梁修繕工事については下請け等の都合等により、また希望価格方式を採用している工事についてはその工事の特殊性から、それぞれ参加者数が少ない結果となっております。 次に、希望価格方式による案件は6件ございました。 従来から、仕様書や履行確認などで工事の品質が十分に確保され、また業者の実績等から履行が担保されると判断される案件で、専門性が高く競争性が乏しいと思われる工事や業務委託において、設計金額から一定率を差し引き希望価格を定め、最低制限価格を設定しない希望価格方式により発注を行っておりますが、今期におきましても、参加業者は少ないが価格面の競争性は確保できた結果となり、全体を通して、資料記載の落札率のとおり、一定の効果が得られたものと考えております。 次に、二点目の抽出項目としてあげていた

委 員	事 務 局
	だきました、不調案件についてご説明いたします。 この第3四半期におきまして、計9件の入札不調がございました。公告番号266については、工事規模800万円超えの橋梁修繕工事でしたが、先程ご説明致しました事情等により入札参加者がなく、公告番号267の同じく約700万円規模の橋梁修繕工事も参加者がなく不調となりました。その後におきましてこの2案件を合冊し、再度発注いたしましたところ、1社の参加でございましたが落札者との契約に至っております。 公告番号286については、同様の橋梁修繕工事ですが、工期等に課題があると考え、仕様書において再設定し、再度発注を行ったところ、こちらも1社の参加でございましたが落札者との契約に至っております。 公告番号300、422につきましても、工期等仕様書の再設定を行いまして、公告番号300につきましては再度発注の結果、2社の参加のもと落札者を決定しており、422につきましては、現在再度発注の準備を進めているところでございます。 公告番号423につきましては、小規模の下水道関係工事であり、整備区域に追加する性質のものであることから、同整備区域を施工している業者との随意契約の方向で現在進めているところでございます。 公告番号426については、同日落札制限により2社の参加者が入札時点では無効となったものでございまして、その後、安価な業者との随意契約を締結しております。 公告番号406についても同じく、同日落札制限で入札時には無効となりましたが、参加者であった業者との随意契約を締結しております。 公告番号416については、当初管工事で発注した結果、参加者がなかったため、業種区分を変更するなど、条件変更した上での再発

委 員	事 務 局
	注を予定しております。 次に三点目としていただきました、国における国土強靱化などに関連した、松阪市や県下における現状等についてですが、先程申し上げました、高度成長期に整備された多くのインフラの継続維持に対する課題、長寿命化計画などの動きは松阪市のみならず県下、全国においても進められているところです。具体的な事業費の動きは大幅なものではないですが、事業別に見ますと伸びがある部分も見受けられるところです。 また、県下自治体の入札における落札率等の数値を資料にまとめました。それぞれの自治体における考え方のもと、また国、県の例を採用するなど、予定価格や最低制限価格の設定がされております。今後においても、他市の状況、国県の考え方なども広い視野で把握しながら、松阪市の制度構築を検討していきたいと考えております。
・昨年度と比較して入札不調は多いのか。	・昨年度と比較し明らかに多いというものではありません。昨年も同様に、この時期になりますと入札不調が発生しております。また、特に台風などによりまして災害復旧工事が多く出ますと、工事内容から判断され参加者が少なくなるなど、不調発生率は増える傾向にあると思います。
・今期は参加者が少ない案件が多かったことから結果として落札率が高くなっているのか。	・参加者が多ければ競争性が確保でき、落札率の低下が期待できますので、通常参加者が減れば落札率が高くなるのが懸念されます。しかし今期は、10月からの予定価格設定の試行により、土木一式、建築一式、水道本管工事については、算出率の設定をルール化したことで、不調や高落札率案件の発生抑制には一定の効果が得られたと考えております。

委 員	事 務 局
・参加者が少ない案件は、昨年対比で増加しているが、予定価格設定方法の試行運用の効果もあり、その増加率ほどの高値落札の発生率は高くなかったということか。制度改正の効果があったということで理解していいのか。	・参加の少ない案件については、予定価格算出率を固定するルール定めたことにより、その点は効果があったと考えております。
・現在のところ資料の他市請負比率等を見る限り、契約上特に、松阪市の落札率が低く問題があるようには見受けられない。しかし、経済状況などを注視しながら制度は変えて行く必要があると思う。入札制度を理由とした不調の続出や、参加者がなくなつては問題である。まずは現在のところ、今回の試行において効果が出ているのであれば結構なことである。	・新聞報道等で耳にする他の自治体等の工事発注における大規模工事の不調案件と今回報告させていただいた不調案件との性質は、少し異なると考えています。新聞報道の案件については、労務費の引き上げや資材高騰の影響などで、より適正な予定価格の設定が求められる上での入札不調で、市場の情勢が大きく影響したものであり、今回の不調案件は、手持ち工事が時期的に多くあること、またそのため技術者が不足していること、工事規模が小さく小額工事であるため採算が合わないことなどが原因と考えられ、新聞報道の案件とは異なる課題事項と考えるところでございます。昨年度実施しました技術者配置の緩和策なども、今後、年度末に向かい必要となることも視野に入れております。引き続きそれぞれの案件に応じた課題解決を検討していきたいと考えております。
・公告番号 373 については、落札率が 57.94% とかなり低くなっており、発注者としては契約額も低く有り難い事だが、履行の確保や品質には問題ないのか。	・先に申しました希望価格方式を採用している案件です。この案件についてはマンホールポンプの設置工事であり、仕様書等で品質等の謳いが明確にあり、品質の確保が十分に可能となるものです。そのため、参加要件として過去の履行実績を求め、一定の履行の担保の基に品質確保に努めています。

委 員	事 務 局
・不調案件の公告番号 266、267、286 については、いずれも橋梁修繕工事で、再発注の結果 1 社の応札があり落札率は少々高いが無事契約に至っている。これについて、改めての原因分析、考え方などを説明願いたい。	・インフラの長寿命化として橋梁修繕事業は全国的な課題となっており、高度成長期に造られた多くの橋梁が高齢化し、近年急激に手当てを要する橋梁の増加が予想されることから、延命措置が進められております。松阪市においても長寿命化計画を策定し計画的な対策に取り組んでいるわけですが、やはり橋梁修繕という専門性と松阪市を含む各橋梁管理者が同時にその事業を進めていることから、専門的な業者不足などの課題は拭えない状況です。幸いと今回は再発注の結果応札者がありましたが、今後も引き続き、この種の発注等の動きも本格化する中、請負者不足となることも考えられます。着工時期等も河川に架かる橋梁で、漁業組合等との協議も必要となりますが、発注が重なる時期を避けるなど、設計積算も含め出来る限りの対策をしていきたいと考えております。
随意契約締結に係る意見聴取について	
	・資料のとおり、今回は対象として 2 件の随意契約案件があります。 ①曾原町第二排水機場常時排水ポンプ改修工事 ・曾原第二排水機場は、天白地区の A=83.1ha を受益とする排水機場で、常時排水ポンプと洪水排水ポンプで運転を行っております。そのうち今回は、常時排水ポンプの故障が平成 25 年 8 月の点検でわかり、ポンプ全体を取り外し工場搬入して分解点検を行い、損傷部品などの交換、改修が必要となったものでございます。 契約相手は今回緊急改修するポンプの納入元で、ポンプ全体の設計及び構造を熟知し、これまでには当該ポンプの機器診断や点検、修繕等に携わっており、分解修繕について確実な対応ができ、現場の状況知識等に精

委 員	事 務 局
・ 随意契約の理由としては、当該ポンプ設備の納入業者であり、設備機器に精通していること、また交換部品等の関係から円滑な業務の履行を担保できるということか？ ・ 金額の妥当性はどうか。 委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとする。	通、また施工完了後のメンテナンスの面からも責任の追及が最も明らかとされるため、随意契約を行うものであります。 ・ そのとおりです。過去においても導入後契約相手のみがポンプ設備の修繕等に関わっていますので責任の所在を継続して明らかにできます。 ・ ポンプ部品は、ほとんどが特注品となっていますので、1社のみの見積りとなっています。しかしながら、価格の妥当性につきましては、過去案件との比較や土地改良連合会などの情報を参考に積算しており、妥当なものとなっております。
・ 前回契約と鑑定単価は同じか。また調査箇所は何箇所か。	②平成27年度評価替鑑定委託業務 ・ 本業務においては、その性質上、鑑定結果等に地域間の著しい格差や過去の鑑定成果等との大幅な差異が生じることなどは、課税評価の信用、行政信頼の失墜につながるものであり、業務の適正な履行には十分な配慮が必要となります。 契約相手は、国の公示価格や三重県の地価調査価格、また県下13市の評価替鑑定委託業務を受託していることから県下縦断的に均衡のとれた鑑定評価が期待でき、また鑑定士についても、地域の実情も十分に把握した地元の鑑定士に委嘱することで、より適正な業務が期待できることから、前回契約と同様に社団法人三重県不動産鑑定士協会との随意契約を行うものでございます。 ・ 1件当たりの単価は同額ですが、件数が変わっております。県下他の自治体も同様に随

委 員	事 務 局
・調査ポイント数はどれくらいか。県下他市との整合性なども関係するか。 委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとする。	意契約をしておりますが、北から南まで単価はそれぞれで地価などを基礎に単価決定をしております。 ・900箇所余りの調査箇所がありますことから、過去の調査結果や県下自治体との整合性、さらには地域性なども熟知する者に委託する必要があります。
●次回開催日程及び抽出委員の選出	
・次回開催日を平成26年3月28日（金）の13：30 からとし、抽出委員は楠井委員長とする。	